

## 建築GX・DX推進事業実施支援室 殿

甲(代表事業者)及び乙(協力事業者)は、建築GX・DX推進事業(以下、「本事業」という。)に対する補助金(以下、「本補助金」という。)の交付を受けるため、以下の共同事業実施規約(以下、「本規約」という。)を互いに確認し、本規約に従って補助事業を実施するものとして、届け出ます。

## 建築GX・DX推進事業 共同事業実施規約

## (要件等の確認)

第1条 甲及び乙は、本補助金の交付規程、マニュアル等をよく参照し、それぞれ交付対象の要件に合致することを確認する。  
甲及び乙は、要件に反する事項があることを知った場合、すみやかに実施支援室に通知する義務を負う。

2 甲及び乙は本規約の締結をもって、以下の(イ)から(ニ)の全ての事項について、了解したものとする。

(イ) 本補助金の補助対象となる建築物に、国費が充当された他の補助金との併用は行わないこと(他の補助金の交付対象部分と明確に切り分けが可能な場合は、この限りではない)

(ロ) 本補助金を受けた建築物について善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を行わなければならないこと

(ハ) 甲及び乙は、補助金の適正な執行に努めるとともに、補助事業に関する書類(経理処理関係書類を含む)は、補助金を受領した年度終了後10年間は、適切に保存すること

(ニ) 提出した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査において利用することがあること。

## (申告)

第2条 甲及び乙は、本補助金の交付申請が制限される以下の(イ)から(ロ)の事項への該当の有無について、相互に申告する。  
なお(ロ)については、その役員等(実質的に経営に関与する者を含む。)を含むものとする。

(イ) 過去3力年度内に、国土交通省住宅局が所轄する他の補助事業において、本補助金の交付規程第18の規定に相当する理由で補助金の返還を求められたこと

甲 (  有り  無し )      乙 (  有り  無し )

(ロ) 暴力団又は暴力団員であること、及び暴力団又は暴力団員との不適切な関係にあること

甲 (  該当有り  該当無し )      乙 (  該当有り  該当無し )

2 前項の申告内容に虚偽等が存することが判明した場合に、本補助金交付申請に係る補助金交付決定が取り消され、また、交付された補助金を返還することについて、甲乙とも一切の意義を申し立てないものとする。

3 甲または乙が、第1項において虚偽の申告を行うことで相手に損害を与えた時は、甲または乙は当該損害についてその責任を負うこととする。

## (交付申請等)

第3条 甲と乙は、本規約締結後すみやかに、本補助金の交付申請及び実施状況報告・完了実績報告に係る補助金の受領に至るまでの一切の手続きを共同して行う。

2 本補助金の交付申請から補助金の受領に要する諸手続きについては、甲及び乙を代表して甲が行うものとする。

3 乙は、甲の行う手続きに協力するものとする。

## (現物給付・サービスの提供)

第4条 甲が費用を負担し、乙に無償による現物給付又はサービスの提供を行う内容は別紙①のとおりとする。

2 前項において甲が負担する内容については、甲の補助対象経費として、本補助金の手続きを行う。

## (引渡し)

第5条 貸与期間は、別紙①に記載の期間とし、甲は開始日までに引渡し、乙は終了日までに甲に返還する。

(善管注意義務、禁止事項)

第6条 乙は、現物給付対象物について善良な管理者の注意をもって使用管理し、譲渡、転貸、担保 提供、その他一切の処分をしてはならない。

(維持管理費)

第7条 貸与期間中における、現物給付対象物の使用に関して必要となる消耗品の費用については、乙が負担する。

2 貸与期間中に、対象物が故障等した場合の修理費用は、甲の負担とする。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、甲及び乙双方協議の上解決する。

(合意管轄)

第8条 甲又は乙は、本規約を2通作成し、各1通をそれぞれ保管するものとし、写しを実施支援室に提出する。

令和7年4月5日

【甲】代表事業者

住所 東京都中央区〇〇〇 1-2-3

名称 株式会社●●●●●建設

代表者 〇〇 〇〇

担当者 〇〇 〇〇

連絡先 03-0000-0000

【乙】協力事業者

住所 東京都新宿〇〇〇 4-5-6

名称 株式会社〇〇〇建築設計事務所

代表者 〇〇 〇〇

担当者 〇〇 〇〇

連絡先 03-0000-0000

法人・団体等の場合は、名称欄に法人名等と代表者名、担当者名、連絡先を記入してください。

連名の場合はそれぞれの方の住所と記名が必要です。

※本規約は、協力事業者毎に作成することを想定しています。複数の協力事業者と交わす場合を含め、適宜ご修正ください。

